

京都市立山階南小学校「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立山階南小学校
令和8年4月8日

1 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

- ・方針に基づく対応が徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応を組織として一貫した対応をとる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童とその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害者行為の抑止につなげる。
- ・いじめを行った児童への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめを行った児童への支援につなげる。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成（※緊急対応時はこの限りではない）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭（教育相談主任）
生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会） スクールカウンセラー SSW

(2) 役割

- ・規律ある学校生活に向け、学校のきまりや生活についての見直しと行動化を実践する。
- ・いじめ事案を発生させないためには潤滑な学級経営が最重要であると捉え、担任や学年の悩み等に関して、ケース会議の開催を呼びかけ率先して開く。
- ・若年・ベテラン教員を問わず積極的にコミュニケーションをとり、情報を収集し、常に情報の共有化や事象・事案についての共通理解を深める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」を作成し意識化する。
- ・教職員の共通理解と意識啓発のための積極的な働きかけ（前述のケース会議等を通して）を大切にし、万が一発見されたいじめ事案へは組織的に早急に対応する。
- ・年間の取組についての反省と次年度に向けての計画を年度内に取りまとめる。

(3) 開催時期

毎月1回以上の生徒支援部会を開き、「いじめ」に関する情報を交換し、各学年へ記録や方針を報告する。緊急の場合、いじめが疑われる場合などは即座に対策委員会を開き、ケース会議を行う。

(4) 児童・保護者への周知

- ・朝会の中で、「共にチャレンジする山階南」を目指すように、学校長が話をする。

- ・学校だより、学年通信等を有効活用して、学校の方針を家庭や地域に伝える。
- ・2月の新入生学校説明会の中で「学校いじめ防止基本方針」を発信する。

3 学校いじめプログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・整理整頓された校内で、心落ち着ける空間づくりに努める。
- ・教職員が率先して言語環境となり、温かい言葉がけができるように努める。

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、相手を意識しながら意欲的に学ぶ集団づくりの取組を推進する。
- ・教師も子どもも時間を守り、授業の初めと終わりにけじめのあるあいさつをする。
- ・言語活動や協働活動の充実に重点においた学習内容や学習形態の工夫をする。
- ・学年の教師団で子ども全員を知り見守るために、学年内の交換授業を実践する。
- ・主体的に学び分かる授業を実践するために、協力指導を推進する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・学年と道徳教育部で教材研究の時間を十分に設定し、「生きる力」等を活用して年間35時間（1年生は年間34時間）の道徳の時間を実践する。
- ・道徳ノートを活用し、いつでも振り返りができるようにする。
- ・身近な生活からよく考え行動していける「しなやかな道徳教育」の実践を進める。
- ・道徳の時間の参観授業により、人権の大切さについて保護者に対して考える機会を提供する。（土曜参観・人権学習の参観・懇談会）
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「いじめが起こりやすい環境」「命の大切さ」などを具体的に取り上げ、各月の人権テーマに基づいた人権学習の実施をする。
- ・1か月ごとに決められたテーマに関連する道徳の授業を実施し人権意識の高揚を図る。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・園芸・環境委員会活動等を通して、児童が植物（生命）の成長を体感できるようにする。
- ・総合的な学習の時間や理科・生活科等でも生き物の世話等を通して自他の生命を尊重する心情を育てる。
- ・育てた野菜等を調理する活動を通して、植物を含めた生命に対する感謝の気持ちを育てる。
- ・掃除を一生懸命行うことにより、美しい環境の大切さ、友達とともに協力する喜びや物を大切に作る心について体感・実感する。
- ・異学年集団の交流（たてわり活動）等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協働活動のよさを味わわせ、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。

オ 児童同士の絆づくり

- ・長期宿泊学習を通して自律心や責任感を培い仲間づくりを進める。（5・6年生）
- ・学校行事などを通して、集団としての社会性や人間関係づくりを進める。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした計画的な活動を実施する。（たてわり活動等）
- ・「気持ちのよいあいさつ運動」を継続して実施する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・日常の児童観察で気になることや情報を得た場合は、学年内や管理職、生徒指導部に報告し、情報共有に努める。
- ・児童に関わる教職員が気にかかる情報を得た場合は、速やかに担任と連絡し、情報交換を行う。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有ならびに教育相談主任とSC、SSWを中心とした組織的な動きを構築する。
- ・生徒支援部で定期的に集まり、各学年の情報交換を密に行う。問題行動を共有し、早期解決に努める。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握を行う。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを行う。(いずれも年2回実施)

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・各クラス、各学年間だけではなく、いじめ対策委員会で情報共有を図り、いじめ防止等に活用する。
- ・アンケートの結果について丁寧な聞き取りを実施する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録、並びに報告を行う。
- ・いじめの事実確認に関しては、日時・場所・態様・期間だけでなく、経過や心情なども聞き取る。
- ・「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応を行う。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応を行うと共に加害児童への責任ある指導を行う。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導方針を策定し、再発を防ぐ。
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の話を個々に丁寧に聞き取る。
- ・教育委員会への報告や必要に応じて警察との連携を行う。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 (別紙1参照)

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・デジタルシティズンシップ教育、情報モラルの育成等、保護者と連携して取り組む。
- ・SNSそのものに対する理解を深める研修を実施する。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を理解し、「いじめ」対応の事例研修を行う。
- ・ネット通信を用いたゲームによるトラブルや問題行動の情報を共有し、適切な指導を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童およびいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業構築のための研修を実施する。
- ・生徒指導体制のよりよい方向性の追求と、いじめだけではなくすべての事象に対しての「報告」「連絡」「相談」の重要性を実感できる職場体制を構築する。
- ・教職員の意識統一に向け、「いじめ対策委員会」からの積極的な情報等の発信をする。
- ・いじめ事案に限らず、様々なケースや困りについてのケース会議を必要なときに開催する。
- ・教職員の人権感覚を磨き人権意識の高揚を図ると共に、指導力向上の研修会を実施する。
- ・他校や他支部の事例について、校内で研修を深め、指導に生かす。

イ 実施時期

年間を通じて複数回行う。(年間計画参照)

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・ホームページ・学校だより・学年だより等で情報を発信する。
- ・学校運営協議会・PTA本部役員会・懇談会・地域生徒指導連合会等での啓発に努める。

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係や児童相談所との連携を密にし、被害児童の身の安全を優先させると共に、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え

重大事態とは、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した時の対応

- ・重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

《年間計画》（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「生徒指導提案」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 学級開き 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 「あいさつ運動」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> キーフレーズ確認 「それはいじめかもしれない・それはいじめの可能性はある」 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問週間 授業参観① 学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「いじめアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 1年生を迎える会 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す 6年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> キーフレーズ確認 「いじめの加害者、被害者、傍観者。誰がどれにでもなる」 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問週間
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「いじめアンケートの実施」「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル学習 外国人教育【共通】 【5年】花背山の家 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> 土曜参観 学校運営協議会で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「未然防止に向けた取組の確認」 「夏季研修（クラスの実践発表）に向けて」 「クラスマネジメントの実施」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの過ごし方についての話をする。 非行防止（3年非行防止教室） 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施 学年集約と共有 無記名アンケートの実施 学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会① 学校運営協議会企画推進委員会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ もしもシートの記入 			
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの結果」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 同和関連単元の授業公開 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観③・学級懇談会②の中で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> 「気にかかる児童の共通理解研修」 いじめ対策委員会⑦ 「いじめアンケートの実施に向けて」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会 理事会
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「いじめアンケートの実施」 もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等教育【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	

12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「クラスマネージメントの実施」 ・もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権朝会 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ ・もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観④ ・学年懇談会③の中で保護者啓発
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネージメントシートの結果」 ・もしもシートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解【共通】 ・図工展 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観⑥ ・学級懇談会④の中で保護者啓発 ・体験入学、新1年生入学説明会 ・学校運営協議会企画推進委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ ・もしもシートの記入 「次年度の基本方針の確認」「年間総括」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】《感謝の心（素直にありがとうを言おう）》 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネージメントシート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりに関しては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い、情報等を共有する。